

(仮称) 熊谷市工場立地法地域準則条例の骨子に対する意見及び市の考え方

1 意見募集期間

令和3年1月22日(金曜日)から令和3年2月12日(金曜日)まで

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 3名

意見等件数 8件

3 意見の概要と市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
3 市準則による規制緩和等(案)の内容	独自の基準を条例で定めることができるとしていますが、全体的に緑が減らされている状況下において、緑を増やすのではなく減らすことができる条例は作るべきではありません。	条例案につきましては、敷地の有効活用を可能とすることで、敷地周辺の農地等への拡大を抑制し、相対的な緑地や環境の保全に繋がるものと考えており、緑地や環境の保全を図りつつ、市内企業の操業環境の向上等にも資することから必要と考えています。 あわせて、本市の緑化推進奨励金制度や、積極的に緑化に取り組む工場に対する国の表彰制度を活用するなど、企業の緑化の取組も支援してまいります。
3 市準則による規制緩和等(案)の内容	特定工場の敷地面積が9000平方メートル以上、または建築面積が3000平方メートル以上の一定規模の工場、企業が対象となっており、緑地を保全するという社会的責任を十分果たせるものと考え、現状維持で良いと考えます。	企業には、地域社会や環境と共存しながら、持続可能な成長とともに様々な形で地域貢献が期待され、地域経済への影響、雇用の維持・創出のほか、税収の安定的確保にも貢献いただいております。 市内の特定工場を対象に、現在の緑地率等の基準についてのアンケートを実施したところ、回答した工場の約6割が現在の基準を厳しいと感じており、現在の場所での建替えや増築が困難と回答した工場もあったことから、市内特定工場の操業環境の向上を図る必要があると考えます。

<p>3 市準則による規制緩和等(案)の内容</p>	<p>市内の該当地域住民への説明はされましたか。</p>	<p>工業地域及び工業専用地域は、建築基準法によって主に工場などが立地するための地域とされており、準工業地域は、同法により特に公害の発生のある工場等は立地できない地域とされています。</p>
<p>3 市準則による規制緩和等(案)の内容</p>	<p>地域住民の意見は聞いていますか。 どんな意見が寄せられていますか。</p>	<p>また、市街化調整区域は、都市計画法において市街化を抑制すべき区域とされ、許可できる開発行為が制限されています。</p>
<p>3 市準則による規制緩和等(案)の内容</p>	<p>地域住民へのご意見は伺ったのですか。</p>	<p>こうした違いを踏まえて区域毎に異なる基準を設けることについて、該当地域の住民の方をはじめ広く案をお示しし意見を伺うためにパブリックコメントを実施し、意見を募集したところです。意見募集期間に、3名の方から8つの意見をいただいております。</p>
<p>3 市準則による規制緩和等(案)の内容</p>	<p>工場立地法の目的は、「工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えることにより、早い段階で生活環境の保全を図る」ことです。この目的から、企業の誘致促進のために緩和するという考えには賛成できません。</p>	<p>工場立地法は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法といった環境に係る規制が前提としてあり、そのうえで企業自らが工場立地の段階において社会的責任を全うするよう誘導・規制するものであると考えます。</p> <p>条例案は、企業の誘致促進のみならず、既に市内に立地し、地域社会との調和を図っている企業における、老朽化工場の建替えといった操業環境の向上に資するものであると考えています。</p>
<p>3 市準則による規制緩和等(案)の内容</p>	<p>緑地については、準工業地域は2分の1、市街化調整区域はさらに4分の1にまで緩和され、環境施設全体はそれぞれ10%の緩和。屋上緑地や緑のカーテンなどの重複緑地は半分の50%を緑地としてみなす事も大きな緩和です。</p>	<p>工場から発生する騒音等は、騒音規制法や埼玉県生活環境保全条例による規制があるほか、工場立地法においても、生産施設の敷地面積に対する割合に上限を設けて生活環境に与える違和感や不安感の減少を図るとともに、緑地を含む環境施設について、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう敷地周辺部への優先配</p>

	<p>これらについて、どんな影響が出るのでしょうか。騒音や事故があったときの対応は大丈夫でしょうか。小さい工場でも、近隣への影響が出て、苦情があります。</p>	<p>置が規定されています。</p> <p>市といたしましては、これら法規制を適切に運用し、特定工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう努めてまいります。</p>
<p>3 市準則による規制緩和等(案)の内容</p>	<p>工業専用地域でも建ぺい率が50%と厳しい地区があります。</p> <p>この枠組みの中で環境施設面積側の緩和に着目していただいた事は、工場建設時に敷地を有効に活用できる幅が広がります。</p> <p>敷地活用の観点では車通勤主体の従業員駐車スペースを、従来より多く見込む事が出来る等が考えられます。</p> <p>これらのことから、今回条例制定に賛同します。</p>	<p>緑地や環境の保全にも配慮しつつ、市内の産業振興を目指してまいります。</p>